

環境影響評価法・広島県環境影響評価に関する条例の対象事業一覧

対象事業種	条例対象規模	環境影響評価法の対象事業	
		第一種事業	第二種事業
1 道路			
高速自動車国道	—	すべて	—
指定都市高速道路	—	4車線以上	—
一般国道	4車線 5km以上	4車線 10km以上	7.5km以上 10km未満
県道	4車線 5km以上	—	—
市町村道	4車線 5km以上	—	—
道路交通法の道路	4車線 5km以上	—	—
林道	10km以上	幅員 6.5m 20km以上	15km以上 20km未満
2 河川			
ダム	貯水区域 50ha以上	貯水区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
堰	湛水区域 50ha以上	湛水区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
放水路	変更区域 50ha以上	変更区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
湖沼水位調節施設	—	変更区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
3 鉄道・軌道			
新幹線	—	すべて	—
鉄道	すべて (改良は 5km以上)	10km以上 (鉄輪)	7.5km以上 10km未満
軌道	すべて (改良は 5km以上)	10km以上 (鉄輪)	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	すべて (延長は 250m以上)	滑走路 2500m以上	1875m以上 2500m未満
5 発電所			
水力発電所	出力 1.5万 kw以上	出力 3万 kw以上	2.25万 kw以上 3万未満
火力発電所 (地熱を除く)	出力 7.5万 kw以上	出力 15万 kw以上	11.25万 kw以上 15万未満
火力発電所 (地熱)	—	出力 1万 kw以上	0.75万 kw以上 1万未満
原子力発電所	—	すべて	—
風力発電所	出力 0.5万 kw以上	出力 1万 kw以上	0.75万 kw以上 1万未満
6 廃棄物処理施設			
ごみ焼却施設	処理能力 8t/h以上	—	—
し尿処理施設	処理能力 150kl/日以上	—	—
産業廃棄物焼却施設	処理能力 8t/h以上	—	—
最終処分場	埋立面積 10ha以上	埋立面積 30ha以上	25ha以上 30ha未満
7 公有水面の埋立・干拓	25ha (15ha ※注1) 以上	50haを超えるもの	40ha以上 50ha以下
8 下水道終末処理場	処理人口 10万人以上	—	—
9 土地区画整理事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
10 新住宅市街地開発事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
11 住宅団地の造成	50ha以上	100ha以上 (独立行政法人)	75ha以上 100ha未満
12 工業団地の造成	50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	100ha以上 (近郊整備法)	75ha以上 100ha未満 (近郊整備法)
13 工場又は事業場の建設	50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	—	—
14 流通業務団地造成事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
15 複合開発用地の造成事業	50ha以上	—	—
16 レクリエーション施設等の建設			
レクリエーション施設の建設	50ha以上	—	—
ゴルフ場	20ha以上	—	—
スキー場	20ha以上	—	—
17 土石の採取	20ha以上	—	—
18 港湾計画	150ha以上	300ha以上	—

注1 重要港湾区域内の埋立であって、①鳥類等の生息環境としての干潟を有し、景観が優れ、又は地形等が貴重である自然海浜に係るもの又は②食料品製造業、石油・石炭製品製造業等の工場が立地するもの

注2 製造業、ガス供給業又は熱供給業に係るものであって、使用する燃料の合計が重油換算で 15kl/h 以上又は日平均排水量が 1万 m³/日以上のもの